

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

市川市長

利用者の署名をお願いします。

住 所

氏 名

印

（氏名を自署することにより、押印を省略することができます）

市川市高齢者見守り支援事業実施要綱に基づき、高齢者見守り支援事業を利用するにあたり、下記の事項について、固く守ることを誓います。

記

- 1 貸与を受けた見守り通報装置は、注意をもって管理するものとし、当該機器を貸与の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供することはいたしません。
- 2 利用者名義、住所、電話番号、固定電話回線及び緊急連絡先に変更があったとき、又は見守り通報装置が不要となったときは速やかに市へ届け出ます。
- 3 転居その他利用者の都合により見守り通報装置を移設する必要が生じた場合は受託者にその状況を報告し、移設に要する費用を負担します。
- 4 貸与を受けた見守り通報装置が破損、又は紛失したときは直ちに受託者にその状況を報告し、その修繕等に要する費用を負担します。
- 5 市川市高齢者等見守り支援事業利用可否決定通知書に記載の利用料金を毎月受託者へ支払います。なお、利用料金の支払を3ヵ月以上怠ったときは、当該事業のサービスを停止することに異議はありません。サービスを停止された場合には、貸与を受けた見守り通報装置の撤去工事及び未払いの利用料金についても速やかに支払に応じます。
- 6 次のいずれかに該当する場合は、速やかに見守り通報装置を市に返還します。
 - (1)利用者の要件に該当しなくなったとき。
 - (2)偽りその他不正の手段により見守り通報装置の貸与等を受けたとき。
 - (3)現に見守り通報装置を設置する住宅に居住しなくなったとき。
 - (4)利用者が死亡したとき。
 - (5)その他貸与を必要としなくなったと市長が認めるとき。
- 7 緊急通報を発した時は、必要に応じて、業務受託業者及び消防機関等が居宅内に立ち入ることを認めます。また、業務受託業者よりも先に救急隊が到着し緊急性が高いと判断された場合は、鍵をお預かりしていても家屋の一部を破壊し、救助を行う可能性があります。その際に住宅内の一部に破損が

生じても、修復責任を問いません。

8 万が一、充電切れや停電、電話回線の不具合等により見守り通報装置が使用できなかった場合についても、市に責任を問いません。

9 この誓約書に記載があるもののほか必要な事項は、市長の指示に従います。